

議案第103号

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

定住自立圏形成協定に関する議会の議決すべき事件を定める条例（平成22年小松島市条例第30号）の規定により、別紙のとおり徳島市との間において、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて、議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

小松島市長 中山 俊 雄

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

徳島市（以下「甲」という。）と小松島市（以下「乙」という。）は、平成23年3月30日に締結した定住自立圏の形成に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結し、令和5年1月1日から適用する。

原協定別表第1中ウの表をエの表とし、イの表をウの表とし、同表にイの表として次のように加える。

イ 教育

公共施設の広域利用	取組の内容	圏域内住民に対する生涯学習の機会の拡大や余暇の充実を図るため、圏域内の文化・教育施設等の広域利用を促進する。
	甲の役割	徳島市立図書館を乙及び連携市町村の住民の利用に供し、甲の区域内の住民に対して広域利用について周知するとともに、連携市町村の調整を図る。
	乙の役割	生涯学習センター小松島市立図書館を甲及び連携市町村の住民の利用に供するとともに、乙の区域内の住民に対して広域利用について周知する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。